

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- **世帯員の方が既に給付金を受け取っている場合でも**、一定の要件（DV保護命令等と収入要件）を満たせば、**受給**することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、1世帯あたり**10万円**を支給します。

① 世帯全員の2021年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯※³

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が「**住民税非課税相当**」※⁴となった世帯

※³ 2021年度分の非課税証明が必要です。

※⁴ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（2021年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

申請期間

2022年2月1日（火）～2022年9月30日（金）

お問い合わせ

町田市臨時特別給付金
コールセンター



03-6625-2955

受付時間 8:30～17:00

（土日・祝日を除く）

※町田市のコールセンターは東京03の地域に設置しています。

おかけ間違いのないようご注意ください。

担当課：町田市生活援護課臨時特別給付金担当

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、どうすればよいですか？

A [町田市臨時特別給付金コールセンター](#)へご連絡ください。手続き方法についてご案内します。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。